

## 1 支給対象者について

Q1-1	個人事業主の場合、申請者住所は何を記載すればよいか。
A	個人事業主の場合は、代表者の居住地住所を記載してください。
Q1-2	中小企業・小規模事業者の定義は。
A	省エネ機器導入補助金における中小企業者の分類は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項、小規模事業者の分類は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条第1項の規定を参考に定義しております。 なお、個人事業主についても同様です。
Q1-3	省エネ機器導入補助金パンフレット裏面の業種分類表に記載してある中小企業者の要件は、資本の額等と常時使用する従業員の数の両方を満たす必要があるのか。
A	中小企業者の要件として業務分類ごとに記載している資本金の額等及び常時使用する従業員の数については、どちらかに該当する場合は中小企業者となります。 なお、個人事業主についても同様の要件で分類します。
Q1-4	主たる事業所とは。
A	法人の場合は、登記上の「本店」又は法人が「本社」として位置付けている店舗。個人事業主の場合、本社と位置づけている事業所（店舗等）になります。
Q1-5	個人事業主の場合、代表者の住民登録は岡山市であることが必要か。
A	個人事業主の場合は、代表者の住民登録が岡山市外であっても、主たる事業所（店舗等）が市内に在れば支給対象となります。 ただし、電気代（又はガス代）は、市内の事業所で使用したものに限られますのでお気を付けてください。
Q1-6	個人事業主で岡山市と他都市に飲食店を営んでおり、両店舗の規模や売上に差がない場合、どちらの店舗を主たる事業所とすればよいか。
A	個人事業主の場合は、本社と位置付けている事業所（店舗等）が主たる事業所になります。したがって、当該事業所の所在地が岡山市内であれば本補助金の申請をしていただくことができます。

Q1-7	複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか。
A	申請は、法人又は個人事業主単位で認められるため、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

Q1-8	電気代（又はガス代）の支払額3万円以上が要件となっているが、支払額は「税込み」でよいか？
A	電気代（又はガス代）の支払額は、「税込み」で申請してください。

Q1-9	電気代（又はガス代）の支払額は、市外の事業所は認められないのか？
A	市内の事業所の支払額のみ認められます。

Q1-10	常時使用する従業員の定義は。
A	<p>以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。</p> <p>(a)会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）</p> <p>(b)個人事業主本人および同居の親族従業員</p> <p>(c)（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員 * 法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者</p> <p>(d)以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等</p> <p>(d-1)日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者 （ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）</p> <p>(d-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※1）」の所定労働時間に比べて短い者</p> <p>※1「通常の従業員」について 本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。</p> <p>例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。</p> <p>「(d-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。</p>

Q1-11	複数の事業（業種）を営んでいる場合は、どうやって業種を分類するのか。
A	1つの事業所において複数の事業を営んでいる場合は、主たる事業が該当する業種を選択してください。なお、主たる事業とは、売上高や利益の最も大きい事業を言います。

Q1-12	モノ（機械部品・食品等）を製造して販売している場合、どの業種になるのか。
A	以下の例を参考に業種を判断する。 例①：事業者が製造したモノを卸している場合 ⇒ 製造業 例②：店舗を介さず、通信販売等により直接消費者に販売している場合 ⇒ 製造業 例③：製造場所と同じ場所にある販売施設で消費者に販売している場合 ⇒ 小売業

Q1-13	モノ（機械部品・食品等）を加工して販売している場合、どの業種になるのか。
A	販売業務に付随して行う簡単な加工（簡易包装、洗浄、選別等）は卸売業または小売業に分類されます。 ただし、以下の加工の場合は、製造業に分類されます。 例①：ハムを薄く切ってスライスハムにして卸す場合 例②：魚をさしみや切り身にして卸す場合

Q1-14	いわゆる「みなし大企業」は対象となるか？
A	対象になりません。なお、みなし大企業の要件は以下のとおりです。 ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模事業者等 ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業・小規模事業者等 ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

Q1-15	令和2年度に実施された岡山市事業継続支援金では「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業（パチンコ店、マーチャン店、ゲームセンター等）」を行う事業者は支給対象ではなかったが、省エネ機器導入補助金では支給対象となるのか。
A	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業（パチンコ店、マーチャン店、ゲームセンター等）」を行う事業者も、支給対象としています。

Q1-16	当該補助金は、いわゆるフリーランスも対象になるのか。
A	いわゆるフリーランスとして活動されている方についても、主たる事業所（店舗等）が市内に在り、税務署に開業届を提出している個人事業主として事業を行っており、電気代（又はガス代）の支払額が3万円以上の要件を満たしていれば支給対象となります。ただし、自宅兼事業所への設備の設置は対象外ですので、お気を付けください。

Q1-17	パンフレット裏面「支給対象とならない者」に任意団体 等とあるが、任意団体は全て対象外となるのか。
A	法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っており、税務申告を行っている任意団体については対象となり得ます。ただし、要件等をすべて満たすことが必要です。

Q1-18	自宅兼事務所及び店舗等を所有し、両方の電気代を合算しないと3万円以上の要件を満たさない場合、自宅兼事務所の電気代の支払額のうち、事業で利用しているものと、家事で利用しているものを、家事按分しないとイケないのか？
A	自宅兼事務所の電気代の支払額は、家事按分の必要があります。税務申告を基準に、適正に申告してください。オンライン申請で自宅兼事務所の領収書を添付する際に、税務申告で電気代として経費計上している金額を領収書の空欄部分に加筆してください。なお、補助対象機器を店舗等に設置する場合は、申請可能ですが、自宅兼事務所に設置する場合は、申請できませんのでお気を付けください。

Q1-19	収益事業と非収益事業の両方を実施している場合は、電気代（又はガス代）の支払額は、按分しないとイケないのか？
A	電気代（又はガス代）は、按分の必要があります。税務申告を基準に、収益事業と非収益事業に分けて適正に申告してください。オンライン申請で自宅兼事務所等の領収書を添付する際には、税務申告で電気代として経費計上している金額を領収書の空欄部分に加筆し添付してください。

Q1-20	令和4年1月から8月までの任意の1か月間では、電気代が3万円を超えなかったが、9月は3万円を超えていた。補助対象者として認めてもらえないか？
A	認めることは出来ません。令和4年1月から8月までの任意の1か月間の電気代（又はガス代）の支払額しか認めることは出来ません。

Q1-21	当該補助金は、柔道整復師などの療術業も対象になるのか。
A	柔道整復師などの療術業の方についても、主たる事業所（店舗等）が市内に在り、電気代（又はガス代）の支払額が3万円以上などの要件を満たしていれば支給対象となります。 ○柔道整復業、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業など

## 2 省エネ設備について

Q2-1	LED照明機器、空調機器、冷凍冷蔵庫を組み合わせで申請することは可能か？
A	LED照明機器、空調機器、冷凍冷蔵庫を組み合わせで申請することは出来ません。またLED照明機器、空調機器、冷凍冷蔵庫のいずれか1台（LED照明は一式）のみ申請頂けます。

Q2-2	空調機器は購入できたが、設置が申請期限までに出来そうにありません。補助金の申請は行うことが出来ますか？
A	申請期限までに、設備の購入、設置、支払いが完了しない場合は、補助金の交付は出来ません。また、業者都合により申請期間内に設置が出来なかった場合においても、同様に補助金の交付は出来ませんのでご注意ください。

Q2-3	リース、レンタルする場合は、補助の対象となるか？
A	補助の対象となりません。

Q2-4	中古設備は、補助の対象となるか？
A	補助の対象となりません。

Q2-5	空気清浄機は、空調機器として補助の対象になるか？
A	空気清浄機は対象になりません。補助の対象となる事業用の省エネ設備のうち、空調機器は、温度及び湿度を調整する機能があることが条件です。

Q2-6	LED照明機器を組み込んだ看板は対象となるか？
A	原則、LED照明機器と看板が一体化している場合は、補助の対象となりません。ただし、看板に、LED照明機器を取り付ける場合で、看板に係る費用とLED照明機器に係る費用が明確に区別できる場合は、LED照明機器の部分が補助対象となります。

Q2-7	補助対象設備の送料や設置費、工事費は対象になるか？
A	原則、設備と一体として支払われる送料や設置費、工事費は対象となります。ただし、一般的な送料を相当上回っている場合や、購入する設備代を上回る工事費が計上されている場合等は、積算根拠等を提出していただき、個別に補助金支出の適否を判断いたします。

Q2-8	補助対象設備は、新設や更新のどちらでも良いのか？
A	新設及び更新のどちらでも可能です。

Q2-9	補助対象である冷凍・冷蔵庫の種別として、冷蔵ショーケースは申請することは可能か？
A	申請することが可能です。

Q2-10	補助対象である空調機器（エアコン）の種別として、工場に設置するスポットクーラーは認められるか？
A	申請することが可能です。ただし、空調機器に関しては、温度及び湿度を調整する機能があることが条件です。

Q2-11	見積書に、エアコン本体と設置工事費、撤去工事費、リサイクル料金、廃棄料が記載されているが、すべて補助対象経費に含めてよいか？
A	エアコン本体と設置工事費は、補助対象経費となりますが、撤去工事費、リサイクル料金及び廃棄料は、補助対象経費に含みません。

Q2-12	見積書に、冷凍・冷蔵庫が、税込み17万円と記載されている。税抜き価格を算出する際は、円未満の端数処理を、どうすればよいのか？
A	税込み17万円の省エネ機器の税抜き本体価格を算出する場合、税込み価格に対し1.1で割り算を行うとともに、円未満を切り捨て、154,545円とさせていただきます。

### 3 確定申告書について

Q3-1	確定申告を行っていない等の理由により確定申告書の写しが添付できない場合、どうすれば申請できるか。
A	確定申告書の写しの添付は必須です。確定申告をしていないことを理由に電気代、ガス代等の領収書のみでの申請は認められません。

Q3-2	確定申告書に收受印の無い場合や、e-Taxによる申告で受信通知の無い場合は、どうしたらいいのか。
A	提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することが必要です。 なお、「納税証明書（その2所得金額用）」は税務署で交付を受けることができます。

Q3-3	確定申告書に税理士等、税務署以外の者による受付印等が押印されている場合、税務署の收受印の代替となるか。
A	税務署の收受印以外は認められません。

Q3-4	補助金を申請をする際、会社の決算期が9月で、支援金の申請が10月の場合、確定申告書の提出は、前年の申告書で可能か。
A	税務署で定められている確定申告書の申告期限前であれば、前年の確定申告書でも可能です。

## 4 その他について

Q4-1	複数回受給することは可能か。
A	複数回の受給はできません。

Q4-2	省エネ機器導入補助金は、課税の対象になるのか。
A	現時点において、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。

Q4-3	創業1年未満であっても申請できますか？
A	令和4年8月31日以前に設立、開業している場合は、申請できます。開業届又は法人設立届出書等で、開業日、法人設立日等を確認します。

Q4-4	他自治体の設備関係の補助金と「省エネ機器導入補助金」を併給することは可能か。
A	原則、同一の設備を補助申請することは出来ません。ただし、補助対象設備が違えば申請することは可能です。ただし、他自治体の補助金について、別途要件等を付されている場合がありますので、補助制度を持つ各自治体に事前に確認をお願いします。

Q4-5	「省エネ機器導入補助金」と、岡山市環境保全課が実施している「岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金」を併給することは可能か。
A	同一の設備を補助申請することは出来ません。



Q4-6	商工会・商工会議所の会員ではないが、給付対象となるか。
A	対象となり得ます。商工会・商工会議所の会員・非会員は問いません。

Q4-7	契約・発注はいつから可能ですか？
A	<p>事前予約システムの入力が完了したことを「①事前予約申請受付のお知らせ（メール）」にて通知し、その約1週間後に申請内容を確認した旨を「②事前予約完了のお知らせ（メール）」にて通知します。</p> <p>契約・発注は「②事前予約完了のお知らせ（メール）」の受領後に行っていただくこととなります。</p> <p>なお、「①事前予約申請受付のお知らせ（メール）」受領後、「②事前予約完了のお知らせ（メール）」の受領を待たずに契約・発注を行った場合は、補助要件等に合致しない等の理由により補助金を交付できないことがありますので、ご注意ください。</p>

Q4-8	事前予約はいつまでにする必要があるか。
A	事前予約から予約内容の確認に約1週間を要するため、出来るだけ申請受付最終日の1週間前（12月16日（金））までに行ってください。なお、12月21日以降の事前予約については別途ご相談ください。

Q4-9	事前予約時から種別の変更（例：LED照明機器⇒冷凍・冷蔵庫）が生じたが、変更は可能か？
A	事前予約時から補助対象の種別変更（例：LED照明機器⇒冷凍・冷蔵庫）が生じた場合は、事前予約を取り下げた後、再度事前予約をしていただく必要があります。その際、予算枠が終了していた場合は、再度の事前予約が出来ませんのでお気を付けください。なお、種別の変更等以外の要因（例：品番の変更、メーカー名の変更）の場合は、本申請において、変更後の見積書を添付することで変更することが可能です。

Q4-10	本補助金により導入した設備を処分することに制限はあるか？
A	原則、補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、5年間は処分することが出来ません。

Q4-11	令和4年8月20日から9月19日に使用した電気代を9月に支払った場合、8月分に使用した電気代として認めてもらえるのか？
A	事業者の税務申告において、8月分として経費計上されているのであれば、8月に使用した日が1日でも含まれていれば、8月分として認めることが可能です。

Q4-12	省エネ機器の設置場所について、自宅兼事務所等は対象外とうたっているが、1階が事務所、2階が自宅というように事業部分と住居部分が完全に分かれている場合にも、事務所部分への省エネ機器の設置は認められないのか？
A	原則、自宅兼事務所等は対象外となっておりますが、明確に事業部分と住居部分が分かれている場合は、補助対象として認められる場合があります。自宅と事務所の入り口が別々に設けられている等、外観写真等で明確に事業部分と住居部分が区分されていること等が条件です。個別の事案については、事前にコールセンターにご相談ください。

Q4-13	不動産を営んでいる大家が、店子に賃貸している物件に設置するLED照明機器を、補助申請することは可能か？
A	大家が、賃貸している物件の電気代を負担している場合は、大家がLED照明機器を設置し、補助申請することが可能です。店子が電気代を負担している場合は、大家が設置し、補助申請することは出来ませんが、店子がLED照明機器を設置し、補助申請することは可能です。

Q4-14	ガス代の領収書に、使用した場所の記載がない場合、領収書以外、何か必要な書類はあるか？
A	ガス代の領収書にガスを使用した場所の記載がない場合、使用した場所が記載された書類が、別途必要です。 各ガス会社の料金確認サイトに、使用した場所が明示されている場合は、その画面のスクリーンショットを印刷し添付するか、領収書とは別にガス会社が発行する支払い証明書（使用した場所が明示されたもの）を添付してください。

Q4-15	領収書について教えてください。
A	<p>領収書は以下の①②の全てを満たしている必要があります。</p> <p>①領収日（支払日）が記載されていること。</p> <p>②領収書の宛名はオンライン申請サイトで入力した「申請者名（会社名／個人名／屋号）」、「代表者名」のいずれかと一致していること。</p> <p>※見積書の金額と、領収書のコロ額に相違がある場合は、納品書・請求書等で、商品明細、購入者（申請者または事業所名、屋号）、金額が確認できるものが必要。</p>

Q4-16	クレジットカードで支払いを行ったときに必要な添付書類は？
A	<p>次の①②③全て必要です。（クレジットカードの名義はオンライン申請サイトで入力した「申請者名（会社名／個人名／事業所名／屋号）」、「代表者名」）</p> <p>①クレジットカード払いであることと、宛名、金額の内訳が明記された領収書。</p> <p>②クレジットカード会社発行のカード利用明細。（インターネットによる明細を印刷したものでも可）</p> <p>③引き落としが確認できる通帳のページの写し。</p>

Q4-17	クレジットカード決済で購入した場合、対象期間内に代金の引き落としが完了する必要があるか？
A	<p>対象期間内にクレジットカードで購入したが、代金の口座引き落としが12月23日（金）までに完了していない場合は、Q4-16の①②を添付して申請した後に③を追加添付してください。（令和5年1月31日（火）までに提出してください。）</p> <p>追加資料の提出後に審査を行うこととなりますので、補助金が認められた場合でも支給が遅れます。また、追加資料が提出されない場合は取り下げたものとみなします。あらかじめご了承ください。</p>

Q4-18	銀行振込（ネットバンキング含む）による支払いの場合の必要書類は？
A	<p>補助対象期間内の振込控え。</p> <p>※見積書の金額と、振込控えの金額に相違がある場合は、納品書・請求書等で、商品明細、購入者（申請者または事業所名、屋号）、金額が確認できるものが必要。</p>

Q4-19	スマホ決済による支払いの場合の必要書類は？
A	<p>スマホ決済においても、宛名、金額等の内訳が明記された領収書が必要。</p> <p>※領収書の定義は、Q4-15参照</p>